

## 北見市住民自治推進交付金制度検証会議設置事務取扱要領

(目的)

第 1 条 この要領は、北見市住民自治推進交付金制度検証会議設置要綱（以下「要綱」という。）で規定する北見市住民自治推進交付金制度検証会議（以下「会議」という。）の設置に関する事務取扱について定める。

(委員の委嘱)

第 2 条 要綱第 3 条第 2 項各号で定める委員の選出にあたっては、次に掲げる要件を基本とし、団体代表者等の推薦により市長が委嘱する。なお、委員構成については、北見市男女共同参画を推進するための条例（平成 18 年条例第 263 号）第 21 条の規定に基づき、会議における女性委員数の確保に努めることとする。

委員の数 10 名以内

- |                              |       |
|------------------------------|-------|
| (1) 学識経験者                    | 1 名   |
| ・ 日本赤十字北海道看護大学               | 1 名   |
| (2) 北見まちづくり協議会               | 1 名   |
| (3) 市民活動団体から推薦を受けた者          | 1 名   |
| ・ 北見市北見自治会連合会                | 1 名   |
| (4) 識見を有する者                  | 5 名   |
| ・ 北見市内 自主防災組織                | 1 名   |
| ・ 北見市内 NPO 法人                | 1 名   |
| ・ 元タウンネットワーク懇話会              | 1 名   |
| ・ 地域活動実践者                    | 2 名   |
| (5) 市民からの一般公募による者            | 1 名以内 |
| (6) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者 |       |

(推薦書の提出)

第 3 条 前条の規定により団体代表者等が委員を推薦しようとするときは、北見市住民自治推進交付金制度検証会議委員推薦書（別記様式第 1 号）を市長に提出するものとする。

2 団体代表者等は任期の途中において委員を変更するときは、北見市住民自治推進交付金制度検証会議委員変更届（別記様式第 2 号）を市長に提出するものとする。

(委員の公募)

第 4 条 北見市住民自治推進交付金制度について評価検証するにあたり、北見市附属機関等の設置及び運営に関する要綱第 6 条に基づき、市民参加を推進し市民の意見を市政に反映させる目的で、委員の公募を実施するものとする。

- 2 公募による委員の定数は 1 名以内とする。
- 3 委員の応募資格は、次に掲げる要件を満たさなければならない。
  - (1) 応募日現在において北見市に住所を有する者
  - (2) 公募開始月の 1 日現在で、満 20 歳以上の者

(3) 前 2 号に掲げる要件のほか、市が必要と認める応募資格要件を付することができる。

(応募方法)

第 5 条 前条の規定により委員に応募しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申込書を市民環境部市民協働推進課に提出するものとする。ただし、提出方法は、郵送・持参・eメール・ファックスのいずれかとする。

- (1) 住所、氏名、電話番号、性別及び生年月日
- (2) 学歴、職歴のほか、公務や地域ボランティア経歴等
- (3) その他必要と認める事項

2 委員に応募した者（以下「応募者」という。）を選考により決定する場合は、800 字以内の小論文を提出させることができるものとする。なお、この場合、提出された小論文は応募者に返還しない。

3 委員の公募は、市のホームページやその他広報媒体に募集記事を掲載することにより行うものとする。なお、募集記事に掲載する事項は、概ね次に掲げる事項とする。

- (1) 会議の趣旨及び委員の役割
- (2) 応募資格、募集人員、任期
- (3) 応募方法及び受付期間
- (4) 問い合わせ先

4 委員の募集期間は、前項に規定する募集記事を掲載した広報媒体から 10 日以上確保するものとする。

(委員の決定方法)

第 6 条 北見市住民自治推進交付金制度検討会議公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置し、応募者から書類選考により決定するものとする。

(選考委員会の構成)

第 7 条 選考委員会は、北見市付属機関等委員の公募実施指針第 6 条で規定する会議の構成に基づき、市民環境部長及び同次長、企画財政部企画課長、市民環境部市民協働推進課長、市民活動課長に、市民代表者 1 人を加えた 6 人で構成するものとする。

2 市民代表者とは、市民活動団体から推薦されたものとする。

(選考委員会の運営)

第 8 条 選考委員会には委員長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会議は委員長が招集し、会議の議長は委員長が務める。ただし、最初に開かれる会議は市民環境部長が招集する。

3 委員は、やむを得ず会議に出席できない場合、委員長に委任することができる。

4 委員の辞任等により欠員が生じた場合は、前条の規定に則り速やかに補充するものとする。

(選考基準)

第 9 条 応募者から選出された小論文（レポート）等により委員会が選考する。

2 選考基準は次のとおりとする。

- (1) 協働のまちづくりに係る研究意欲・趣旨に対する熱意。
- (2) 論点整理の視点、分析力、伝達力。

- (3) 地方自治の理解、行政への協力意志。
- (4) 市民参加や協働に係る知識や関心度。
- (5) 公平性、公正性の認識。
- (6) 応募者自身の特定活動を目的としていないことが客観的に認められること。

3 選考にあたり、要綱第 3 条第 3 項の規定に基づき、女性委員数の確保に努めるものとする。

(選考の特例)

第 10 条 応募者の選考結果は、当該応募者全員に通知するものとする。

(補則)

第 11 条 この要領に定めるもののほか、選考の審査に関する規定は別に定める。

附 則

この要領は、平成 26 年 2 月 27 日から施行する。

(別記様式第1号)

北見市住民自治推進交付金制度検証会議委員推薦書

平成 年 月 日

北見市長

様

団体名

代表者氏名

印

北見市住民自治推進交付金制度検証会議の委員に次の者を推薦いたします。

記

氏名 \_\_\_\_\_

自宅住所 \_\_\_\_\_

会社 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

自宅 \_\_\_\_\_

役職名 \_\_\_\_\_

(別記様式第2号)

北見市住民自治推進交付金制度検証会議委員変更届

平成 年 月 日

北見市長

様

団体名

代表者氏名

印

当団体より推薦いたしました、北見市住民自治推進交付金制度検証会議の委員につきまして、変更がありましたので下記のとおり通知いたします。

記

新委員

氏名 \_\_\_\_\_

自宅住所 \_\_\_\_\_

会社 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

自宅 \_\_\_\_\_

役職名 \_\_\_\_\_

旧委員

氏名 \_\_\_\_\_

